平成３１年3月9日

ひろせＮＥＷＳ

ひろせ税理士法人　稲田久子
TEL　075-801-6331　Mail　info@hiroses.co.jp

「民法改正」

まず、民法改正では遺言の分野が大きく変わりました。２０１９年1月13日から自筆証書遺言の財産目録部分は、ワープロ可（但し、目録全頁に署名押印が必要）となっています。

２０２０年7月10日からは、法務局で遺言を保管する制度（法務局における遺言書保管に関する法律）が施行されます。法務局ではこの制度のために新たに「遺言保管官」という職務もできるそうです。制度のあらましは次の通りです。

1）自筆証書遺言でも、法務局での保管制度を使えば検認手続きは不要。
2）保管申請は、遺言者の住所か本籍地か所有不動産所在地の法務局とする。申請料は数千円程度。
3）保管申請は、「無封のもの」を遺言者自ら法務局へ出頭して行う。
4）保管申請すれば、法務局事務官が本人確認と遺言形式を外形的に確認し、遺言書を画像情報として保存。
5）遺言者本人は、保管遺言の閲覧・撤回できる。
6）相続発生後、相続人・受遺者・遺言執行者は、法務局に対して遺言書原本の閲覧と『遺言書情報証明書』、『保管事実証明書』を請求できる。

その他に相続分野での目立った改正は２０１９年7月１日からの次の改正です。

1）相続人による「預金の一部引出」
分割協議成立前でも被相続人の預金の1/3×法定相続分までは引き出すことができますが、金融機関が別途引出上限額を規定するようです。

2）療養看護の特別寄与の請求
相続人以外の親族が無償で療養看護・労務提供をしたことにより、被相続人の財産の維持・増加に特別の寄与をしたものは、相続開始を知った日から6か月以内に限り、相続人らに対し「特別寄与料」を請求できます。例として金額は1日8千円程度、寄与度は７０％程度です。

3）相続による第三者への対抗
不動産その他の権利の継承で、法定相続分を超える部分は、登記・登録などを行っておかないと第三者に対抗できません。建物等は未登記のケースがよくあります。先々代の名義のままになっているような場合は、きちんと現所有者名義で登記しておいたほうが後々処分しやすくなります。

文責：経営支援資産税ｸﾞﾙｰﾌﾟ　稲田久子